
国公立大学図書館の協力について

土屋俊

(千葉大学附属図書館)

話題

- 大学図書館にかかわる現状認識
 - 大学改革と社会の情報化
- 国公立大学協力委員会の概要
 - 沿革、主な事業、財政基盤
- 著作権にかかわる現状
 - 日本複写権センターとの交渉
 - 文化審議会著作権部会の動向
- 図書館間協力の現状
- 電子ジャーナルに関する取り組み(国立大学を中心として)

昨今のいわゆる「大学改革」

- 主として国立大学がターゲット
 - 税金の無駄遣い論、特別会計の赤字、定員削減、大学全入時代、生涯学習化への対応
- 1990年代年の政策
 - 設置基準大綱化
 - 大学院重点化
- 90年代後半の展開
 - 点検・評価
 - 競争的環境
 - 教育の重視

大学改革の方向性

- 高等教育の状況

- アメリカ・(日本)型(50%)

- 12年度日本では大学40%、短大9%、専門学校20%

- イギリス・ドイツ型(30%)

- フランス・ヨーロッパ型(10%)

- 発展途上国型

- 日本の大学改革

- ドイツ型帝国大学方式

- 戦後の大学大衆化

- アメリカ型二重構造体制(研究大学 + 4年制学部大学)への移行?

先進国社会の不可避の情報化

- 「電子図書館」と「インターネット」のアナクロニズム
 - 1993年 NII(通信と放送の融合)
 - 1995年 GII
(日本で国会関西館構想、電子図書館建議)
 - 1996年 日本でのインターネット爆発
 - 1997年 インターネット社会へ(図書館はまだCDROM)
 - 1999年 電子ジャーナル普及へ
- オープンなインターネットを社会情報基盤とする
 - 社会の「神経」としての情報通信システム(電話、POSなど)
 - モバイル化(PDA、Iモードの展開、WAP規格など)
 - 電子図書館としてのWWW

図書館間協力の必要性

- 金と人が減るこれから、必要性はこれから増大する
 - ライブラリー・コンソーシアム
 - 共同購入
 - 共同保存
 - 共同研修
 - 共同自動化
- 設置形態の枠を越えた協力の必要性
 - NACSIS/NIIの利用
 - 海外との関係

構成

- 国立大学図書館協議会(4館)
 - 国立大学 +
- 私立大学図書館協会(6館)
 - 全私立大学ではない
- 公立大学協会図書館協議会(2館)
 - 数十館
- 常任幹事会による迅速な運営(国2公1私2)
- 略称:
 - こっこうし
 - きょうりょくいいんかい

沿革

- 1980年5月発足
 - 相互利用(文献複写など)
 - 書誌情報ネットワーク
 - 研修・講習
- 国立4館、公立2館、私立4館(1999年度まで)
- 旧文部省の肝入りもあった
- 実績:
 - 相互利用の実施(会計制度の差異を超えて)
 - 日本複写権センターへの対応

主な事業

- 著作権にかかわる国公立大学共通の対応
 - 日本複写権センターとの交渉
 - その他
- 図書館間相互協力の枠組み
 - 図書館間相互貸借
 - 複写(non-returnables)
 - 現物(returnables)
- 研究支援・相互啓発・情報共有
 - 「協力ニュース」「大学図書館研究」
 - シンポジウムその他

財政基盤(独立採算)

- 収入

- 「協力ニュース」収益分配金 約10万円
- 「大学図書館研究」収益分配金 約130万円
- その他、5年ごとに「相互協力便覧」収益分配金

- 支出

- 編集委員会費用 約50万円
- 大学図書館研究集会分担金(隔年) 約50万円
 - または、シンポジウム開催費 約25万円
- 会議費、事務費 約9万円

- 事務局: 委員長館の事務が担当

著作権をめぐる経緯(資料3 - 9参照)

- 日本複写権センターの設立準備段階での申し入れ
- それへの対応
- 「厳格4条件の提示」
- 硬直化
- 六本東大館長による「誓約書方式」(平成10年3月)
 - セルフ式コピー機への限定
- 回答とアクションプラン(現在)

「図書館における複製」の考え方

- 著作権法の枠組み
 - 著作者の排他的権利としての複製権
 - 公益などを根拠とする権利の制限
- 許諾があれば、その許諾の範囲内で複製することにはまったく問題がない
- 図書館の公益性による無許諾の複製
 - 著作者の権利に対する制限
 - 公益があり、かつ不当に権利を侵害していない
 - 一人一部、一部分、最新号を除く
 - 保存のため

関連する諸問題

- 「利用者の依頼に応じて」にちなむ2つの問題
- セルフ式コピー機問題
 - 複製は図書館が行なうという前提とセルフ式コピー機の普及という既成事実
 - 「セルフ式コピー機を使って利用者自身が複製することは、31条の制限の範囲外」(日本複写権センター)
- 直接来館問題
 - 図書館間相互貸借(ILL)は、利用者の依頼によるものであるか？
 - 現在は問題になっていない。
- ILLにおける資料のFAX送信問題

著作権法上関連する諸問題

- 私的複製(30条)との関係
 - 私的ならばほとんど許されるようであるのに、なぜ図書館については限定的な権利制限なのか？
(図書館が公益と私権とのバランスをとっている)
 - 横浜市立図書館問題
- 教育利用(35条)との関係
- 上映問題(38条)との関係
- Fair Use問題
 - 日本の著作権法ではfair useは定義されていない
 - 研究調査目的の利用はfair useか

最近の動向

- 日本複写権センターとの交渉
 - 31条の範囲内の誓約書方式
 - 31条をはみ出た部分に関するセンターとの契約
 - その前提としての、著作権に関するユーザへの教育、周知、徹底
- そのために、
 - 契約主体、Who paysの問題、契約方式、算定基準に関する調査研究
 - 館員・ユーザへの教育資料の作成、利用、事例

日本複写権センターとは

- 変な構造とさまざまな種類の権利者の思惑
 - 出版者著作権協議会
 - 学術著作権協会
 - 著作者団体連合(美術、写真、文芸、脚本)
- 海外対応の不足
 - 学著協との関係
 - CCCとの関係
- 公衆送信権の権利委託は？
 - 許諾は大宅文庫のみ

著作権法改正の動向

- 平成12年3月文部省に調査研究協力者会議を設置(生涯学習局)
- 平成12年9月に報告書(資料9)
- 平成12年10月、著作権審議会内にワーキンググループ設置(「図書館」関係と「教育」関係)
- 平成13年4月、文化審議会著作権部会情報委員会内のワーキンググループとして改組し、実質審議を開始
 - 図書館としては、FAX等が使えるように「公衆送信権の制限」ほかを要望
 - 現在第2回終了。年内に取りまとめてパブリックコメント。

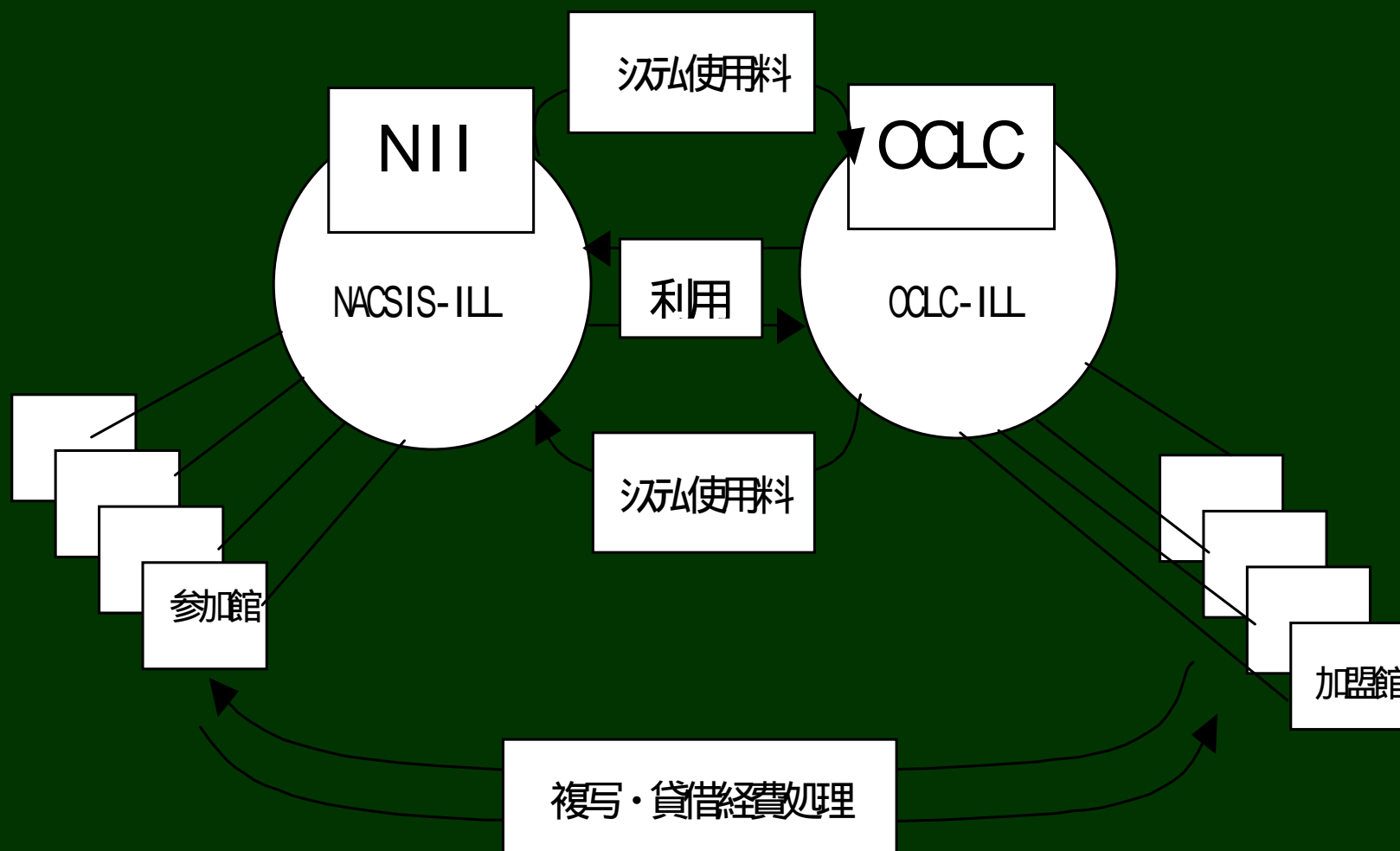
電子図書館と著作権

- 現在までの主要な問題
 - 図書館資料の電子化(貴重書中心)
 - 図書館資料のネットワーク提供
 - 学内資料のネットワーク提供のための著作権処理
- 電子化は、著作権の問題を困難にするか？
 - CD-ROMからオンライン提供への移行は、私的契約の比重を増すことになる(法律の比重が小さくなる)
 - 保存のための電子化、デジタルボーンな資料の保存の問題は残る
- というわけで、かえって楽になるかもしれない

図書館間相互貸借(資料10 - 17)

- Inter-library Loan
 - 補完論から不可欠論へ
- NACSIS - ILLの利用
 - CATとの連携
- その発展は資料12 - 13を参照
- 現段階における問題
 - 料金支払いの煩雑さ(国立大学の会計制度)
 - FAX等による送信ができない
- 海外については、加藤さんへ

グローバルILLフレームワーク(第1段階)



国公私協力の将来課題としての オンラインジャーナル(資料18 - 22)

- ここ2年間の急速な普及
- いまださだまらない価格体系
 - 従来からの問題も含めて(Elsevier問題等)
- 大手商業出版者の寡占状況への対応
- 全体的学術基盤の落ち込みの回復の可能性
- 国立大学でやったこと・私立も含めた協力が
必要なこと
- 学術会議や文部科学省などにおける取り組み